証券コード6347
平成30年６月７日

株　主　各　位

埼玉県さいたま市岩槻区笹久保新田550番地
株式会社　プ　ラ　コ　ー
代表取締役社長　黒　澤　秀　男

第58期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第58期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、委任状にて議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類及び株主総会参考書類」をご検討下さいまして、同封の委任状用紙に賛否をご表示いただき、ご署名・ご捺印のうえ、同封の議決権行使書用紙と一緒にご返送下さいますようお願い申しあげます。

また、議決権行使書用紙により議決権を行使される場合には、平成30年６月26日(火曜日)午後５時30分までに到着するようご返送下さい。

敬具

記

1. **日　　時**　平成30年６月27日（水曜日）午前10時
2. **場　　所**　埼玉県さいたま市岩槻区太田３丁目１番１号
　　さいたま市民会館いわつき（５階会議室）
　　（末尾の会場ご案内図をご参照下さい。）
3. **会議の目的事項**
　(1) **報告事項**　第58期(平成29年４月１日から平成30年３月31日まで)事業報告、計算書類報告の件
　(2) **決議事項**
　　第１号議案　剰余金処分の件
　　第２号議案　資本準備金の額の減少の件
　　第３号議案　株式併合の件
　　第４号議案　定款一部変更の件
　　第５号議案　補欠取締役１名選任の件
　　第６号議案　補欠監査役１名選任の件

第７号議案 退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金及び弔慰金贈呈の件

第８号議案 役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件

第９号議案 役員退職慰労金制度廃止に伴う取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

各議案の概要は、後記の「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類及び株主総会参考書類」（24頁から31頁）に記載のとおりであります。

4. 招集にあたっての決定事項

(1)賛否の表示が無い議決権行使書用紙の取扱いについて

各議案について賛否の表示が無い議決権行使書用紙が提出された場合には、原案に「賛成」の表示があったものとして取り扱わせていただきます。

(2)議決権不統一行使に際してのご通知方法

議決権不統一行使をされる場合には、株主総会の日の３日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社までご通知下さい。

(3)代理人による議決権行使

代理人によって議決権を行使される場合には、①代理権を証する書面（委任状）、及び②株主様の議決権行使書用紙その他株主様本人を確認できる資料のご提出が必要となります。ただし、ご提出いただく代理権を証する書面（委任状）が同封の委任状用紙を用いたものである場合には、委任者たる株主様の本人確認書類が添付されていなくても有効な委任状として取り扱わせていただきます。なお、代理人は、当社定款の定めにより、当社の議決権を有する株主様１名とさせていただきます。

以　上

◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙（または同封の委任状用紙）を会場受付にご提出下さいますようお願い申しあげます。

◎ 株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.placo.co.jp）に掲載させていただきます。

（添付書類）

事　業　報　告

（平成29年４月１日から
平成30年３月31日まで）

1.　会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、政府の経済政策、日銀の金融緩和策の継続等を背景に、雇用・所得環境の改善が進む中、緩やかな回復基調で推移しております。一方で、米国の政策動向やアジア諸国の経済情勢、地政学的リスクの高まり等から、先行きは不透明な状況が続いております。

当社の関係するプラスチック加工業界は、安価な輸入品が増加しているため収益改善に至らず、既存設備の稼働率の向上や延命によって対応しており、設備投資の機運が高まらない状況が存在します。

このような状況下、当社におきましては、営業と生産部門の連携を強化し、営業体制の強化を図ることで採算性を重視した新規受注確保に努めました。

生産面では、高付加価値製品の研究・開発を進める一方で、海外外注生産の改善活動を推進させるとともに、国内仕入先と協力して生産性や品質の向上に努めました。仕入コスト、外注加工費の低減に加え、設計、加工段階での効率化が進んだ結果、生産コストは安定した状況にあります。また、部品の内製化により更なるコスト削減を進めております。

以上の結果、当事業年度における売上高は、一部の機械の売上計上が翌期以降の計上予定となったため、前年より減収となり34億２千８百万円となりました(前期比7.2％減)。利益面につきましては、営業利益２億７百万円（前期比21.4％減)、経常利益２億１千３百万円（前期比19.6％減)、当期純利益１億５千２百万円（前期比42.0％減）となりました。

(2) 事業別の概況

事業別の概況は、次のとおりであります。

（単位：千円）

部門	売上高		
	金額	前期比増減	構成比
インフレーション成形機事業	1,623,343	△8.1%	47.4%
ブロー成形機事業	1,269,575	0.2	37.0
リサイクル装置事業	25,390	△7.6	0.7
メンテナンス事業	510,049	△19.6	14.9
合計	3,428,358	△7.2	100.0

① インフレーション成形機事業

インフレーション成形機事業につきましては、海外向けを含め汎用機や部品の受注が順調に推移しましたが、当事業年度の売上高は前年と比べ減少しました。

この結果、売上高は16億２千３百万円(前期比8.1%減)となりました。

② ブロー成形機事業

ブロー成形機事業につきましては、自動車部品用を中心に受注が順調に推移し、一部の機械の売上計上が翌期以降となったものの、当事業年度の売上高はほぼ前年通りとなりました。

この結果、売上高は12億６千９百万円(前期比0.2%増)となりました。

③ リサイクル装置事業

リサイクル装置事業につきましては、再生機や粉砕機が主な納入実績にとどまり、当事業年度の売上高は前年と比べ減少しました。

この結果、売上高は２千５百万円(前期比7.6%減)となりました。

④ メンテナンス事業

メンテナンス事業は、部品等の販売・補修などでありますが、補修部品や工事等の受注が減少し、当事業年度の売上高は前年と比べ減少しました。

この結果、売上高は５億１千万円(前期比19.6%減)となりました。

(3) 設備投資及び資金調達の状況

当事業年度の設備投資の総額は９千万円であり、その主なものは機械装置の購入であります。

一方、資金調達については、平成29年９月29日に第２回期限前償還条項付担保社債１億円を発行致しました。

(4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(8) 財産及び損益の状況の推移

項目＼期別	第55期 (自 平成26年４月１日 至 平成27年３月31日)	第56期 (自 平成27年４月１日 至 平成28年３月31日)	第57期 (自 平成28年４月１日 至 平成29年３月31日)	第58期(当期) (自 平成29年４月１日 至 平成30年３月31日)
売上高	3,465,014千円	3,457,430千円	3,695,761千円	3,428,358千円
経常利益	71,657千円	125,490千円	265,779千円	213,740千円
当期純利益	52,332千円	92,063千円	262,112千円	152,048千円
１株当たり当期純利益	1円93銭	3円40銭	9円69銭	5円79銭
総資産	2,343,272千円	2,622,980千円	2,554,709千円	2,217,512千円
純資産	394,446千円	485,062千円	689,619千円	830,195千円

（注）1. １株当たり当期純利益は、保有する自己株式数を除く期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

2. 第57期より、１株当たり当期純利益の算定上、期中平均発行済株式総数から控除される自己株式数には、「株式給付信託（従業員持株会処分型）」導入において設定した信託Ｅ口が所有する当社株式を含めております。

(9) 会社の対処すべき課題

今後の事業環境については、大手メーカーの競争力強化により、全体的には設備投資に積極的な動きがある一方で、収益確保に至らず設備投資に前向きに進めない状況もあり、不透明さは続いております。このような状況下、当社は省エネ、高生産性、高品質を主眼とした高付加価値商品の開発、販売促進に注力いたします。

インフレーション成形機事業では、食品包装・産業資材用フィルムの高生産化、高品質化に向けて、改良・改善を重ねるとともにユーザーニーズを汲み上げた開発を実施いたします。

ブロー成形機事業では、「小型樹脂タンク用ブロー成形機」を更に改良し高効率、高機能化を進めます。また、好評を博しているハイブリッド型締装置を備えたＤＡＨシリーズ、工場環境の保全とクリーン化に貢献する全電動式ブロー成形機、工業・産業製品向け大型ブロー成形機の販売に注力します。

メンテナンス事業では、省力化、高機能化への装置改良に加え定期修理など顧客への提案を重点に置き売上高の増加を図ります。

生産面では更なる品質の向上を図り、追加コストを削減し、目標利益の確保を目指します。

また、人材育成にも一段と注力し、企業体質の強化に全社をあげて鋭意努力していく所存でございます。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申しあげます。

(10) 主要な事業内容（平成30年３月31日現在）

プラスチック成形機械は、押出成形法によるインフレーション成形機及びブロー成形機であります。環境・リサイクル装置は破砕機を主力にしております。

また、それらに関連した各種機器類の製造、販売を行っております。

以上の機械、機器等は主に当社の考案、設計によるものです。

(11) 主要な営業所及び工場（平成30年３月31日現在）

1.	本　社		埼玉県さいたま市岩槻区笹久保新田550番地
2.	営業所	本社営業部	埼玉県さいたま市岩槻区
		名古屋支店	愛知県名古屋市名東区
		九州営業所	佐賀県鳥栖市
3.	工　場	本社工場	埼玉県さいたま市岩槻区
		掛川工場	静岡県掛川市

(12)従業員の状況（平成30年３月31日現在）

区　分	従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
	名		歳	年
男　性	57	7名減	42.8	13.7
女　性	15	4名増	41.9	8.8
合計又は平均	72	3名減	42.6	12.6

(13)主要な借入先の状況（平成30年３月31日現在）

借入先	借入金残高
	千円
㈱日本政策金融公庫	136,330
㈱みずほ銀行	75,988
㈱埼玉りそな銀行	57,400
㈱商工組合中央金庫	34,090
㈱足利銀行	4,964

2.　会社の株式に関する事項

(1) 株　式　数　発行済株式の総数　27,098,016株(自己株式54,569株を除く。)

(2) 株　主　数　1,883名

(3) 大　株　主

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
有限会社フクジュコーポレーション	4,337	16.00
シービーエイチケイエスエイフボンセキュリティーズコーリミテッドアカウントグローバル	3,004	11.08
西村治彦	1,817	6.70
松浦健	1,340	4.94
プラコー共栄会	950	3.50
資産管理サービス信託銀行株式会社（信託Ｅ口）	796	2.93
安本匡宏	787	2.90
吉川愼太郎	683	2.52
秦範男	592	2.18
山田紘一郎	381	1.40

（注）　持株比率は、自己株式(54,569株)を控除して計算しております。

(4) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	黒澤秀男	
取締役	平石昌之	
取締役	篠澤淨天	
取締役	小沢剛司	小沢法律事務所所長
監査役（常勤）	清水孝正	
監査役	工藤啓介	工藤啓介法律事務所所長
監査役	野崎正	さいたま法律事務所所長
監査役	西村治彦	西村社会保険労務士事務所代表社員

（注）1. 取締役小沢剛司氏は、社外取締役であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
2. 監査役工藤啓介氏、野崎正氏及び西村治彦氏は、社外監査役であり、野崎正氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
3. 当期中における監査役の異動は、次のとおりであります。
(1) 平成29年６月28日付就任
監査役　清水孝正
監査役　西村治彦
(2) 平成29年６月28日付任期満了による退任
監査役　村越誠

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役　４名　　65,017千円（うち社外取締役１名　2,317千円）
監査役　５名　　14,820千円（うち社外監査役３名　6,840千円）

（注） 上記の支給額には、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額2,580千円（取締役2,400千円、監査役180千円）を含んでおります。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

1. 取締役小沢剛司氏は小沢法律事務所所長であります。同事務所と当社の間には、特別な関係はありません。
2. 監査役工藤啓介氏は工藤啓介法律事務所所長であります。同事務所と当社の間には、特別な関係はありません。
3. 監査役野崎正氏はさいたま法律事務所所長であります。同事務所と当社の間には、特別な関係はありません。
4. 監査役西村治彦氏は西村社会保険労務士事務所代表社員であります。同事

務所と当社の間には、特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

・取締役会等への出席状況及び発言状況

区　分	氏　　名	出席状況及び発言状況
取締役	小沢　剛司	当期開催の取締役会17回のうち16回に出席しております。取締役会においては議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、弁護士としての知見に基づく意見の表明を行っております。
監査役	工藤　啓介	当期開催の取締役会17回のうち13回に出席し、また、当期開催の監査役会13回のうち12回に出席しております。取締役会においては議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、監査役会においては、監査の方法その他職務の執行に関する事項について、弁護士としての知見に基づく意見の表明を行っております。
監査役	野崎　　正	当期開催の取締役会17回のうち14回に出席し、また、当期開催の監査役会13回全てに出席しております。取締役会においては議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、監査役会においては、監査の方法その他職務の執行に関する事項について、弁護士としての知見に基づく意見の表明を行っております。
監査役	西村　治彦	昨年６月の監査役就任後に開催された取締役会13回のうち10回に出席し、また、監査役会10回全てに出席しております。取締役会においては議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、監査役会においては、監査の方法その他職務の執行に関する事項について、社会保険労務士としての知見に基づく意見の表明を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

監査法人ブレインワーク

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る報酬等の額　17,000千円

② 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額　17,000千円

（注）1. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが当社の事業規模や事業内容に適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬の額を含めて記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する為の体制その他業務の適正を確保する為の体制

① 取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保する為の体制

取締役会は、それぞれの取締役が倫理及びコンプライアンス並びに各種社内規程に反する行為を行わないよう、内部相互牽制体制を整備しております。また、株主・投資家の皆様への情報開示のため、社内体制を整備し、財務報告をはじめ各種情報を迅速かつ正確に開示するなど、経営の透明性を高めるよう努めてまいります。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録、稟議書、各種契約書、その他職務の執行に係る重要情報は文書保存規程に従い適切に保存及び管理しております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

取締役会がリスク管理体制を構築する責任と権限を有しており、リスク管理部門として総務・経理部がリスク管理活動を統括し、規程の作成をいたしております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する為の体制

イ．定例の取締役会を月１回開催し重要事項について審議及び決定をします。

ロ．取締役会で決定された経営方針あるいは各種指示事項に従い、迅速かつ的確な業務執行機関として、取締役及び各部の責任者が出席する常務会を月１回開催し経営課題の解決策を決定し、それに従い処理をしております。

ハ．業務の運営については、将来の事業環境を踏まえ、中長期的な経営計画及び各年度予算を策定し、全社的な目標を設定しております。

⑤ 使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保する為の体制

取締役会は、従業員が法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制として、倫理及びコンプライアンス並びに各種社内規程に反する行為等について適用する内部通報制度を運用しております。

⑥ 会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保する為の体制

本年３月末日現在においては、当社に親会社、子会社は存在しておりません。

⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該

使用人に関する事項

現在、監査役の職務を補佐すべき使用人はおりませんが、今後、監査役会がその職務を補助する従業員を置くことを求めた場合には、監査役スタッフを置くこととし、その人事については、取締役会は監査役会と協議し、その意見を十分考慮して決定いたします。

尚、本年３月末日現在におきましては、監査役会はその職務を補助すべき使用人を置くことについて求めておりません。

⑧　前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

イ．監査役補助者の人事異動について、監査役会の同意を得た上で、取締役会で決定いたします。

ロ．監査役補助者の賃金、その他報酬についても監査役会の同意を得た上で、取締役会で決定します。

⑨　取締役及び使用人が監査役に報告をする為の体制その他の監査役への報告に関する体制

イ．取締役及び従業員は、監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行うことといたします。

ロ．前項の報告、情報提供としての主なものは、次の通りといたします。

1.　当社の内部統制システム構築に係る進捗状況
2.　当社の重要な会計方針、会計基準及びその変更
3.　当社に影響を及ぼす重要事項に関する決定
4.　当社の業績状況
5.　監査役から要求された契約書類、社内稟議書及び会議議事録の回付

⑩　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保する為の体制

イ．担当部門は、内部監査活動の状況と結果、その他の職務の状況を常勤監査役に遅滞なく報告する。

ロ．代表取締役と常勤監査役にて、随時意見交換を行う。

ハ．監査役会は、会計監査人より監査計画を事前に受領し、定期的に監査実施報告を受領するほか、必要に応じて監査実施状況の聴取を行う。

⑪　業務の適正を確保するための体制の運用状況

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、内部統制の基本方針に沿って、内部統制の運用状況について重要な不備がないか定期的にモニタリングを行っております。併せて、コンプライアンスへの理解を深め、健全な職務執行を行う環境を整備するために、情報セキュリティ、インサイダー取引防止等の教育及び研修を実施しております。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

（注）　本事業報告中の金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

（平成30年３月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**1,414,552**	**流動負債**	**848,469**
現金及び預金	554,086	支払手形	290,979
受取手形	196,822	買掛金	93,622
売掛金	363,025	一年以内償還予定の社債	42,800
製品	125,332	一年以内返済予定長期借入金	118,584
材料	25,893	未払金	58,050
仕掛品	87,247	未払法人税等	18,952
前払費用	5,799	未払費用	8,417
前渡金	5,916	前受金	126,951
繰延税金資産	35,769	預り金	8,949
その他の流動資産	14,882	前受収益	4,093
貸倒引当金	△224	製品保証引当金	25,991
固定資産	**799,208**	賞与引当金	26,400
有形固定資産	**681,393**	リース債務	21,828
建物	88,848	その他の流動負債	2,847
構築物	4,188	**固定負債**	**538,847**
機械及び装置	99,740	社債	192,900
車輌及び運搬具	1,863	長期借入金	193,148
工具器具及び備品	6,233	リース債務	52,338
土地	460,614	退職給付引当金	14,138
リース資産	19,902	役員退職慰労引当金	21,705
無形固定資産	**49,512**	再評価に係る繰延税金負債	52,335
電話加入権	72	その他固定負債	12,280
ソフトウェア	49,440	**負債合計**	**1,387,317**
投資その他の資産	**68,302**	**純資産の部**	
投資有価証券	50,813	**株主資本**	**710,529**
長期未収入金	960	**資本金**	**509,624**
保証金	2,630	**資本剰余金**	**131,387**
会員権等	13,010	資本準備金	131,387
破産更生債権	123	**利益剰余金**	**153,790**
長期前払費用	12,280	その他利益剰余金	153,790
繰延税金資産	1,187	繰越利益剰余金	153,790
その他の投資	101	**自己株式**	**△84,272**
貸倒引当金	△12,803	**評価・換算差額等**	**119,665**
繰延資産	**3,752**	**その他有価証券評価差額金**	**183**
社債発行費	3,752	**土地再評価差額金**	**119,482**
資産合計	**2,217,512**	**純資産合計**	**830,195**
		負債及び純資産合計	**2,217,512**

（注）　記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（自平成29年４月１日
至平成30年３月31日）

（単位：千円）

科　　目	金	額
売上高		3,428,358
売上原価		2,527,868
売上総利益		**900,489**
販売費及び一般管理費		692,829
営業利益		**207,659**
営業外収益		
受取利息及び配当金	676	
受取地代家賃	2,430	
物品売却益	1,483	
為替差益	3,175	
受取保証料	4,093	
その他の営業外収益	1,373	13,232
営業外費用		
支払利息	3,202	
手形売却損	884	
売上割引	1,859	
その他の営業外費用	1,205	7,152
経常利益		**213,740**
特別損失		
固定資産除却損	675	
減損損失	2,505	
事務所統合費用	4,262	7,443
税引前当期純利益		**206,296**
法人税、住民税及び事業税		41,536
法人税等調整額		12,711
当期純利益		**152,048**

（注）　記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（自平成29年４月１日
至平成30年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
平成29年４月１日残高	1,332,945	131,387	－	131,387
事業年度中の変動額				
減資	△823,320		823,320	823,320
欠損填補			△823,320	△823,320
当期純利益				
自己株式の取得				
自己株式の処分				
土地再評価差額金の取崩				
事業年度中の変動額合計	△823,320	－	－	－
平成30年３月31日残高	509,624	131,387	－	131,387

（単位：千円）

	株主資本			
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計
	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
	繰越利益剰余金			
平成29年４月１日残高	△823,320	△823,320	△73,945	567,066
事業年度中の変動額				
減資				－
欠損填補	823,320	823,320		－
当期純利益	152,048	152,048		152,048
自己株式の取得			△24,642	△24,642
自己株式の処分			14,314	14,314
土地再評価差額金の取崩	1,741	1,741		1,741
事業年度中の変動額合計	977,111	977,111	△10,327	143,462
平成30年３月31日残高	153,790	153,790	△84,272	710,529

（単位：千円）

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成29年４月１日残高	1,328	121,224	122,552	689,619
事業年度中の変動額				
減資				－
欠損填補				－
当期純利益				152,048
自己株式の取得				△24,642
自己株式の処分				14,314
土地再評価差額金の取崩		△1,741	△1,741	－
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	△1,145	－	△1,145	△1,145
事業年度中の変動額合計	△1,145	△1,741	△2,887	140,575
平成30年３月31日残高	183	119,482	119,665	830,195

（注）　記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個　別　注　記　表

1.　重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①　有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券……時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、

売却原価は、移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

②　たな卸資産の評価基準及び評価方法

製品、仕掛品……個別法による原価法

原　　材　　料……移動平均法による原価法

「評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）によっております」

(2) 固定資産の減価償却の方法

①　有形固定資産（リース資産を除く）……定率法によっております。なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、平成10年４月１日以降取得した建物（附属設備を除く）並びに平成28年４月１日以降取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、減損処理した資産については耐用年数を経済的残存使用年数、また、残存価額を耐用年数到来時点の正味売却価額としております。

②　無形固定資産（リース資産を除く）……定額法によっております。なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（５年）を償却年数としております。

③　リース資産……所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価格をゼロとして算定する定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

①　貸倒引当金……債権の貸倒れによる損失に備えるため、回収不能見込額を計上しております。

1)一般債権
貸倒実績率法によっております。
2)貸倒懸念債権及び破産更生債権
個別に回収可能性を勘案の上、貸倒見積額を計上しております。

② 賞与引当金……使用人及び兼務取締役に対する賞与金の支給に備えるため、支給実績を勘案の上、次回支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しております。

③ 退職給付引当金……従業員の退職給付の支出に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

④ 役員退職慰労引当金……役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

⑤ 製品保証引当金……検収後に保証期間のコストのうち将来に損失が発生する可能性が高いと見込まれるものは、当該損失額を合理的に見積り、製品保証損失に備えるため、製品保証引当金を計上しております。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 繰延資産の処理方法

社債発行費

社債発行費については、社債の償還までの期間にわたり、定額法により償却しております。

② 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

(損益計算書関係)

従来、「営業外収益」の「その他」に含めておりました「受取保証料」(前事業年度682千円)は、重要性が増したため当事業年度より独立掲記しております。

(追加情報)

・従業員持株ＥＳＯＰ信託

(1)取引の概要

本制度は、従業員持株会に対して当社株式を安定的に供給すること及び信託財産の管理により得た収益を従業員へ分配することを通じて、従業員の福利厚生の充実を図り、従業員の株価への意識や労働意欲を向上させるなど、当社の企業価値の向上を図ることを目的としています。

本制度は、従業員のインセンティブ・プランの一環として米国で普及している

従業員向けの報酬制度のＥＳＯＰ（Employee Stock Ownership Plan）及び平成20年11月17日に経済産業省より公表されました「新たな自社株式保有スキームに関する報告書」等を参考にして構築した従業員向けの福利厚生制度です。

本制度は、「プラコー従業員持株会」（以下、「持株会」といいます。）に加入するすべての従業員を対象に、当社株式の株価上昇メリットを還元するインセンティブ・プランです。本制度では、当社は、当社を委託者、みずほ信託銀行株式会社を受託者とする「株式給付信託（従業員持株会処分型）契約書」（以下、「本信託契約」といいます。）を締結します。本信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」といいます。また、みずほ信託銀行株式会社は資産管理サービス信託銀行株式会社との間で、資産管理サービス信託銀行株式会社（信託Ｅ口）（以下、「信託Ｅ口」といいます。）を再信託受託者として有価証券等の信託財産の管理を再信託する契約を締結します。今後数年間にわたり持株会が取得する見込みの当社株式を、信託Ｅ口が予め一括して取得し、持株会の株式取得に際して当社株式を売却していきます。信託終了時までに、信託Ｅ口が持株会への売却を通じて本信託の信託財産内に株式売却益相当額が累積した場合には、それを残余財産として受益者適格要件を充足する持株会加入者に分配します。また、当社は、信託銀行が当社株式を取得するための借入に対し保証をしているため、信託終了時において、当社株価の下落により当該株式売却損相当の借入残債がある場合には、保証契約に基づき当社が当該残債を弁済することとなります。

本制度に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 平成27年３月26日）を適用しております。

(2)信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額は除く）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当事業年度78,582千円、796千株であります。

(3)総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

当事業年度75,988千円

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 土地の再評価に関する法律の適用

土地の再評価に関する法律（平成10年３月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日　平成13年３月31日

同法律第３条第３項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年３月31日公布政令第119号）第２条第５号に定める不動産鑑定士による鑑定評価額により算出しております。

再評価を行った土地の期末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回っている額　33,814千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額　920,360千円

(3) 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

現金預金	94,007千円
建物	55,745千円
土地	460,614千円
合計	610,368千円

担保に係る債務

短期借入金	62,840千円
長期借入金	149,478千円
社債	235,700千円
合計	448,018千円

(4) 偶発債務

当社が納入した機械の性能不良、品質不良により、通常予想される金額以上の追加的補償が生じる可能性があります。

(5) 休止固定資産

有形固定資産には、以下の休止固定資産（期末帳簿価額）が含まれております。

建物	17,984千円
土地	192,614千円

(6) 受取手形割引高

75,102千円

3. 損益計算書に関する注記

研究開発費の総額

一般管理費に含まれる研究開発費　7,600千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度末日における発行済株式の数　普通株式　27,152,585株

(2) 当事業年度末日における自己株式の種類及び数　普通株式　849,569株

（注）信託Ｅ口が保有する当社株式を自己株式に含めております。（当事業年度末796千株）

(3)剰余金の配当に関する事項

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成30年６月27日開催予定の第58期定時株主総会において次の通り付議いたします。

株式の種類	普通株式
配当の原資	利益剰余金
配当の総額	40,647千円
１株当たり配当金	１円50銭
基準日	平成30年３月31日
効力発生日	平成30年６月28日

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は賞与引当金の否認、製品保証引当金の否認等であります。

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

当社は、売掛債権について、営業部門において主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また、投資有価証券は株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っています。

借入金・社債の使途は運転資金及び設備投資資金であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成30年３月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時　価	差　額
(1) 現金及び預金	554,086	554,086	―
(2) 受取手形	196,822	196,822	―
(3) 売掛金	363,025	363,025	―
(4) 投資有価証券			
その他有価証券	50,813	50,813	―
資　産　計	1,164,748	1,164,748	―
(1) 支払手形	290,979	290,979	―
(2) 買掛金	93,622	93,622	―
(3) 長期借入金　(※１)	311,732	312,159	△427
(4) 社債　(※２)	235,700	235,700	―
負　債　計	932,034	932,461	△427

(※１) １年以内返済予定の長期借入金118,584千円は、長期借入金311,732千円に含めております。

(※２) １年以内償還予定の社債42,800千円は、社債235,700千円に含めております。

(注１) 金融商品の時価の算定方法

資　産

(1) 現金及び預金及び(2)受取手形、並びに(3)売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、

当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

これらの時価について、株式は証券取引所の価格によっております。

負　債

(1) 支払手形及び(2)買掛金

これらの時価は、短期で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金及び(4)社債

これらの時価については、元利金の合計額を新規に同様の借入をした場合に想定される利率で割引いた現在価値により算定しております。

7. 賃貸等不動産に関する注記

当社は、遊休資産として、静岡県掛川市において、工場用として使用していた不動産を所有しております。

これら賃貸等不動産及び賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する貸借対照表計上額及び当事業年度における主な変動並びに決算日における時価及び当該時価の算定方法は以下のとおりであります。

（単位：千円）

項　　目	貸借対照表計上額			決算日における時価
	当事業年度期首残高	当事業年度増減額	当事業年度末残高	
賃貸等不動産（土地）	195,119	△2,505	192,614	190,400
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産(建物)	19,380	△1,395	17,984	20,200

（注）1 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2 主な変動減少は、減損損失2,505千円

3 時価の算定方法(1) 国内の不動産については、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて不動産鑑定士により算定した金額であります。

8. １株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　31円56銭

(2) １株当たり当期純利益　5円79銭

（注）1 信託Ｅ口が保有する当社株式を、１株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。（当事業年度末796千株）

2 信託Ｅ口が保有する当社株式を、１株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。（当事業年度854千株）

9. 資産除去債務に関する注記

当社は、本社土地の一部の不動産賃貸契約に基づき、土地の退去時における原状回復に係る債務を有していますが、当該債務に関連する賃貸資産の使用期間が明確でなく、将来本社を移転する予定もないことから、資産除去債務を合理的に見積ることができません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年５月23日

株式会社　プ　ラ　コ　ー
　取締役会　御中

監査法人ブレインワーク
代表社員
業務執行社員　公認会計士　石　井　友　二　㊞

代表社員
業務執行社員　公認会計士　小　林　正　俊　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社プラコーの平成29年４月１日から平成30年３月31日までの第58期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成29年４月1日から平成30年３月31日までの第58期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1.　監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2.　監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2)　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人ブレインワークの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年５月25日

株式会社プラコー　監査役会

常勤監査役　清　水　孝　正 ㊞

社外監査役　工　藤　啓　介 ㊞

社外監査役　野　崎　　正 ㊞

社外監査役　西　村　治　彦 ㊞

以　上

議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類及び株主総会参考書類

１．議決権の代理行使の勧誘者

株式会社プラコー
代表取締役社長　黒澤　秀男

２．議案及び参考事項

第１号議案　剰余金処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題と位置づけ、早期復配の実現に取り組んでまいりました。昨年６月開催の第57期定時株主総会において、資本金の額の減少及び剰余金の処分の件をご承認いただき、欠損填補により財務体質を健全化し、株主の皆様への配当の条件を整備いたしました。当期の業績も改善傾向を維持しておりますことから以下のとおり復配したいと存じます。

〔期末配当に関する事項〕

(1) 配当財産の種類
　　金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
　　当社普通株式１株につき金１円50銭　総額40,647,024円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日
　　平成30年６月28日

第２号議案　資本準備金の額の減少の件

今後の資本政策上の機動性及び柔軟性を確保するため、会社法第448条第１項の規定に基づき、資本準備金の全額を減少させ、その他資本剰余金に振り替えたいと存じます。

本件は、貸借対照表における「純資産の部」の勘定科目の振替処理であり、当社の純資産の額に変動はなく、また、株主の皆様のご所有株式数に影響を与えるものではございません。

１．資本準備金の額の減少内容

(1) 減少する資本準備金の額
　　131,387,532円

(2) 増加するその他資本剰余金の額
　　131,387,532円

２．資本準備金の額の減少の効力発生日
　　平成30年８月１日

第３号議案　株式併合の件

１．提案理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、平成30年10月１日までに全ての国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指しております。当社は、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当社株式の売買単位である株式数を現在の1,000株から100株に変更するとともに、証券取引所が望ましいとする投資単位の水準（5万円以上50万円未満）を維持し、また、各株主様の議決権の数に変更が生じることがないよう、当社株式について10株を１株とする株式併合を実施することといたしました。

２．併合の割合

当社株式について、10株を１株に併合いたします。

なお、株式併合の結果、１株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき一括して処分し、その代金を端数の生じた株主様に対して、端数の割合に応じて交付いたします。

３．株式併合の効力発生日

平成30年10月１日

４．効力発生日における発行可能株式総数

8,000,000株

第４号議案　定款一部変更の件

１．提案理由

(1) 本株主総会において、上記「第３号議案 株式併合の件」に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件に、当社株式の単元株式数を1,000株から100株に変更するとともに、株式併合の割合に応じて、発行可能株式総数を現在の80,000,000株から8,000,000株に減少させるものであります。また、本定款の一部変更の効力は、株式併合の効力発生日に生じるものとする旨の附則を設け、効力発生日経過後は、これを定款から削除することといたします。

(2) 当社の取締役及び監査役の員数について、経営の意思決定の更なる機動性及び迅速化を図るために、取締役を９名から５名へ、監査役を４名から３名への員数の上限を縮減するものであります。

２．変更内容

定款変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現行定款	変更案
（発行可能株式総数） 第５条　当会社の発行可能株式総数は、８千万株とする。 （単元株式数） 第６条　当会社の単元株式数は、1,000株とする。 （員数及び選任） 第17条　当会社の取締役は９名以内とし、株主総会において選任する。 ②（本文省略） ③（本文省略） （員数及び選任） 第28条　当会社の監査役は４名以内とし、株主総会において選任する。 ②（本文省略） （新設）	（発行可能株式総数） 第５条　当会社の発行可能株式総数は、８百万株とする。 （単元株式数） 第６条　当会社の単元株式数は、100株とする。 （員数及び選任） 第17条　当会社の取締役は５名以内とし、株主総会において選任する。 ②（現行のとおり） ③（現行のとおり） （員数及び選任） 第28条　当会社の監査役は３名以内とし、株主総会において選任する。 ②（現行のとおり） 附則　第５条及び第６条の変更は、平成30年10月１日をもって効力を生じるものとし、本附則は、効力発生後、これを削除する。

第５号議案　補欠取締役１名選任の件

法令に定める取締役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第３項の規定に基づき、あらかじめ補欠取締役１名の選任をお願いするものであります。

補欠取締役候補者は、次のとおりであります。

氏　　名 （生 年 月 日）	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
おばた　まさじ 小幡　雅二 （昭和22年６月４日）	昭和48年４月　検事任官（東京地方検察庁） 昭和54年６月　弁護士登録（東京弁護士会） 昭和54年６月　清水利男法律事務所 昭和58年５月　小幡雅二法律事務所開設 平成16年６月　キョーリン製薬ホールディングス株式会社社外監査役 平成17年４月　筑波大学大学院ビジネス科学研究科教授 平成24年３月　同定年退職 現在に至る	0株

（注）1.　候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2.　小幡雅二氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
3.　小幡雅二氏は、検事・弁護士として培われたコンプライアンス等に関する専門的な知識・経験等を当社経営にいかしていただくため、補欠の社外取締役として選任するものであります。

4. 小幡雅二氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が社外取締役として就任された場合、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

第６号議案　補欠監査役１名選任の件

監査役工藤啓介氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。当社の監査役は社外監査役を含め３名となりますので、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、監査役を退任される工藤啓介氏を補欠監査役として選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

その候補者は次のとおりであります。

氏　　名 （生　年　月　日）	略歴、地位及び 重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
工藤（くどう）　啓介（けいすけ） （昭和37年８月29日）	平成８年４月　検事任官（東京地方検察庁） 平成19年４月　弁護士登録（埼玉弁護士会） 平成19年４月　栄総合法律事務所入所 平成19年12月　工藤啓介法律事務所開設 平成22年６月　当社監査役 現在に至る	0株

（注）1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 工藤啓介氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 工藤啓介氏は、検事・弁護士として培われた専門的な知識・経験等を当社の監査体制にいかしていただくため、補欠の社外監査役として選任するものであります。なお、同氏の当社社外監査役在任期間は本総会終結の時をもって８年となります。

第７号議案　退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金及び弔慰金贈呈の件

平成27年６月29日に任期満了により取締役を退任されました権田和睦氏及び平成29年６月28日に任期満了により監査役を退任されました村越誠氏に対して退職慰労金を、また、平成26年10月28日に逝去により取締役を退任されました故菊地昌訓氏のご遺族に対して退職慰労金に代え弔慰金を、各氏の在任中の功労に報いるため、当社所定の基準に従い下記のとおり贈呈いたしたいと存じます。

当社は、これまで再建途上にある厳しい業況を勘案して、第55期以降、当社所定の退職慰労金等の支給議案の上程を行っておりませんでしたが、第１号議案「剰余金処分の件」のご承認により復配が可能なところまで業績の回復に目途がついたことから、本議案にてお諮りするものであります。

なお、上記の退任取締役２名及び退任監査役１名の計３名でその総額は897万円となる予定ですが、具体的な金額、贈呈の時期、方法等は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議にそれぞれご一任願いたいと存じます。

その対象者の略歴は、次のとおりであります。

氏　　名	略　　歴
権田（ごんだ）　和睦（かずちか）	平成17年６月　当社取締役 平成24年７月　当社代表取締役 平成27年６月　取締役退任
村越（むらこし）　誠（まこと）	平成25年６月　当社常勤監査役 平成29年６月　当社常勤監査役退任
菊地（きくち）　昌訓（まさのり）	平成12年６月　当社取締役 平成26年10月　逝去

第８号議案　役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件

当社は、役員報酬制度の見直しを行い、第９号議案をご承認いただけますことを条件に新たに譲渡制限付株式報酬制度を導入することとし、役員退職慰労金制度については本総会終結の時をもって廃止することを取締役会で決議しました。

これに伴い、在任中の取締役 平石昌之及び取締役 篠澤淨天並びに常勤監査役 清水孝正の各氏に対して本総会終結の時までのそれぞれの在任期間に対応する退職慰労金を当社所定の基準に従い（なお、総額612万円となる予定です。）打ち切り支給することとし、贈呈の時期は原則として各氏の退任時としたうえで、具体的な金額、贈呈方法等は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議にそれぞれご一任いただきたいと存じます。

なお、同制度の対象者のうち在任中の代表取締役社長の黒澤秀男から退職慰労金（726万円となる予定です。）の放棄の申し出を受けており、役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の対象から除外いたします。また、当社では、社外取締役及び社外監査役につきましては、役員退職慰労金制度の対象から除外しております。

役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の対象となる取締役及び監査役各氏の略歴は、次のとおりであります。

氏　　名	略　　歴
平石（ひらいし）　昌之（まさゆき）	平成24年６月　当社取締役（現任）
篠澤（しのざわ）　淨天（きよたか）	平成24年６月　当社取締役（現任）
清水（しみず）　孝正（こうせい）	平成29年６月　当社常勤監査役（現任）

第９号議案　役員退職慰労金制度廃止に伴う取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社は、役員退職慰労金制度の廃止及び取締役に対する譲渡制限付株式の導入を柱とする役員報酬制度の見直しを行うことといたしたく、本議案を付議いたします。

この見直しの目的は、(1)取締役が株式を直接保有することを通じて株主の皆様との一層の価値共有を進めること、及び、(2)当社の企業価値の持続的・中長期的な向上を図るインセンティブを取締役に与えることにあります。

つきましては、取締役に対する譲渡制限付株式付与のための報酬枠設定につきまして、ご承認をお願いするものであります。議案の具体的内容は下記のとおりとなります。

1．概要

当社は、役員退職慰労金制度を廃止するとともに、当社の在任中の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に対して譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」という。）を導入します。

2．本制度導入のための取締役の報酬等の額（上限額）の設定

当社の取締役の報酬等の額については、月額1,300万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とのご承認をいただいておりますが、本制度を導入するため、上記の月額報酬とは別枠で、本制度による譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬等の額（上限額）を設定いたします。

本議案に基づき対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権の総額は、上記目的を踏まえ相当と考えられる金額として、5事業年度あたり7,750万円以内（年額1,550万円相当）といたします。

3．上記5事業年度あたりの報酬枠により発行又は処分される譲渡制限付株式の総数及び払込金額

対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式の発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分される普通株式の総数は5事業年度あたり675,000株以内（1事業年度あたり135,000株相当）（ただし、本議案の決議の日以降、当社の普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。）又は株式併合が行なわれた場合、その他これらの場合に準じて割り当てる総数の上限の調整を必要とする場合には、この総数の上限を合理的に調整できるものとする。本総会において10株を1株とする株式併合をご承認いただいた場合は、当該株式併合の効力発生後は、5事業年度あたり67,500株以内（1事業年度あたり13,500株相当となる。）といたします。また、1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）といたします。

4．各取締役への譲渡制限付株式給付の時期及び配分

各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、法令の定めに従い、取締役会において決定するものとします。

５．譲渡制限付株式割当契約

本制度に基づく当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、概要及び以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものといたします。

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、30年間（以下「譲渡制限期間」という。）本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

(2) 譲渡制限の解除

当社は、対象取締役が譲渡制限期間中、継続して当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該取締役が、当社の取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に取締役の地位を喪失した場合の譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期は、本割当契約及び当社の定める譲渡制限付株式報酬規程に定めるものとする。

(3) 本割当株式の無償取得

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社の取締役会が正当と認める理由以外の理由により退任した場合等、本割当契約で定める一定の事由に該当した場合には、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(2)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取り扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の効力発生日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、この場合、当社は譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他取締役会で定める事項

上記のほか、本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約の改定の方法、その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

なお、本制度により対象取締役に割り当てられた株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が、証券会社に開設する専用口座で管理される予定です。

〈ご参考〉第一回目の新株発行について（予定）

本議案についてご承認いただいた場合、本年７月開催予定の取締役会において、対象取締役のうち上記黒澤秀男に対して第59期（平成30年４月１日から平成31年３月31日まで）から第63期（平成34年４月１日から平成35年３月31日まで）までの５年間の事業年度の職務に対する報酬の一部として金銭報酬債権の総額を2,000万円として譲渡制限付株式の付与を決議する予定です。

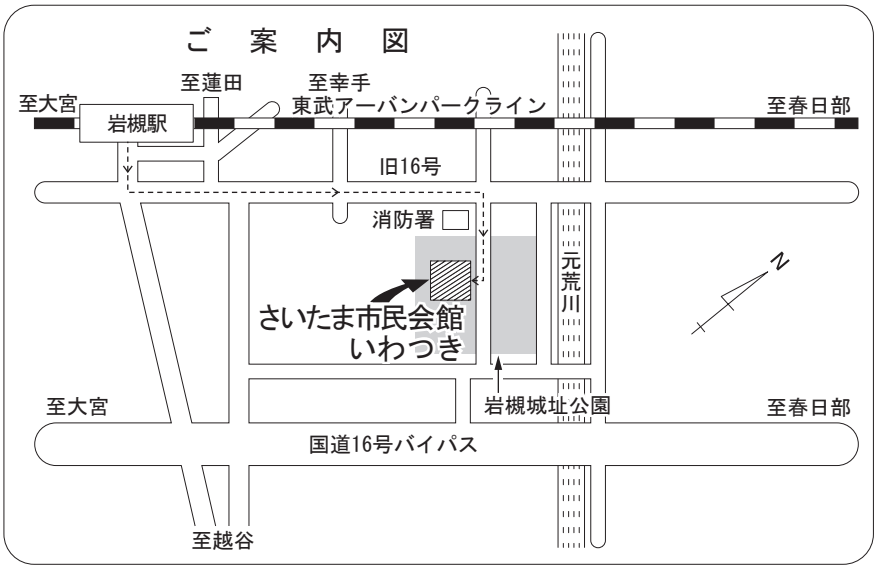
なお、来事業年度以降の４事業年度において、本制度に基づき対象取締役に対して支給される金銭報酬債権の総額の上限である５事業年度あたり7,750万円以内（１事業年度あたり1,550万円相当）との差額5,750万円の範囲内で、今後、新任の取締役が選任された場合に取締役会の決定により支給することができるものとします。

また、発行する新株式（普通株式）の数は2,000万円を当該取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）で除した値とする（１株未満の数が生じる場合は、切り下げるものとする。）ことを決議する予定です。

以　上

株 主 総 会 会 場 略 図

会　　場　　さいたま市民会館いわつき（５階会議室）
埼玉県さいたま市岩槻区太田３丁目１番１号
電話番号　　(048)―756―5151（代表）



最寄り駅
東武アーバンパークライン　岩槻駅下車（徒歩約25分）